

# 国民の生命・財産を軽視する河川行政に終止符を

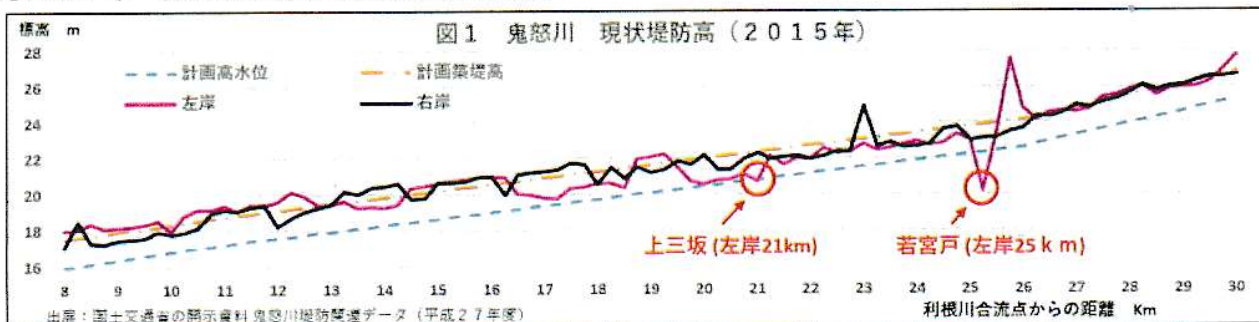
「公正で被災者に寄り添った判決を」要請書書ご協力のお願い

## 被告(国)側は【未改修部分からの水害は国に責任は無い】と主張

2015年9月の関東・東北豪雨で「決壊した上三坂地区」、「掘削され堤防の役目をなくした若宮戸地区」の2地区は鬼怒川

下流域で計画高水位より堤防の高さが低い、最も危険な2カ所でした。

### ●2015年 鬼怒川水害直前の堤防の高さ



水害発生の危険性が極めて高く、特に掘削され堤防としての高さが極端に低くなった若宮戸地区は早急な河川改修が必要な場所でした。それをうけ 2014 年 2 月、7 月、11 月の 3 回、鬼怒川下流改修維持期成同盟会や常総市から国に対し、特に若宮戸地区の緊急なる築堤工事の要望書を提出しました。

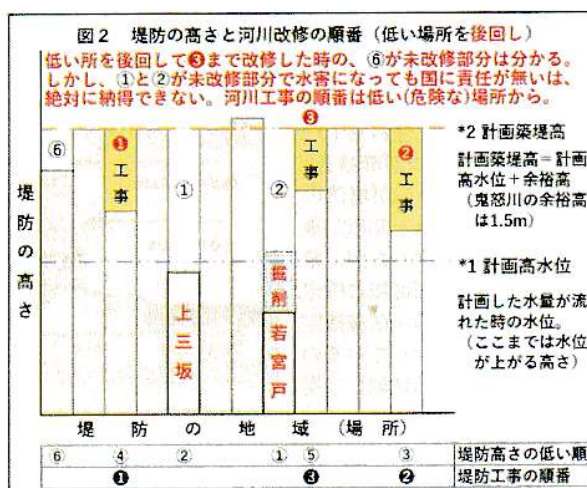
しかし国は危険な場所として認識し、地方行政から要望があったにも関わらず、河川改修を後回しにした結果、2015 年の豪雨でこの 2 カ所からの氾濫水が市街地に濁流となって流れ込み多くの住民の生命・財産が奪われました。しかし国は【未改修部分からの水害は国に責任は無い】と主張しています。

## 河川改修は堤防の低い場所、危険な場所からでなければ 住民の生命・財産は守れない

被災した常総市の住民が国家賠償請求訴訟を起し改めて明らかとなった事は、38 年前の昭和 59 年 1 月の大東水害訴訟最高裁判所判例が国の責任の判断基準となっており、国民には非常に厳しい内容で水害被災者が裁判に勝てない理由です。この判例を要約すると『特に問題が無い改修計画に基づいて改修中の河川は、その後の事情で未改修部分から水害発生の危険が発生し早期に改修する特別な理由が生じない限り、未改修部分から水害が発生しても国に責任は無い』と言う内容です。国は【未改修部分から水害が発生しても国に責任は無い】の部分にあぐらをかき、越水・溢水・堤防決壊等の水害に関して国に一切責任は無いと考えております。

国が管理する河川には【改修計画】は存在するので、全国各地の河川で水害が発生しても【全て改修遅れで国に責任は無い】とする国の主張が裁判で認められて来ましたが、裁判で【水害発生の危険が発生し早期に改修する特別な理由】が認められたことはほとんど無かったことを意味しています。

図 2 に示した通り、堤防の低い場所・危険な場所を後回しにした部分まで未改修部分と扱われることには納得できません。これを許せば温暖化の影響で多発している全国各地での水害にて平和な日常生活と生命・財産が奪われかねません。



鬼怒川の上三坂・若宮戸が水害発生の危険性を裁判で認められなければ、国が責任を問われることは今後も難しくなると思われま。鬼怒川水害裁判で、大東水害訴訟最高裁判例にあぐらをかく国の河川行政を今度こそ変えなければなりません。

# 裁判の審理を通して明らかとなったこと

## 上三坂の決壊

※写真は鬼怒川堤防調査委員会資料より掲載しました。



11時過ぎに越水が始まり  
12時頃には堤防裏法面から  
洗掘が始まり、12時50分  
過ぎに堤防が決壊。その後  
決壊の幅は200mに広がる。

上三坂地区は、鬼怒川下  
流域で堤防高が一番低い、

最も危険な場所だった。堤防の決壊は、越水した水が堤防裏法面を洗掘・拡大し、小規模な崩壊が継続し決壊に至ることが多い。堤防の決壊を防ぐことが河川の安全性を高める第一であり、堤防の安全度評価は越水を起こすかどうかであり、

越水を少なくするには低い場所からの改修が必要である。

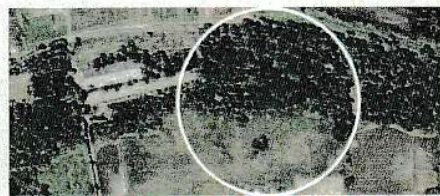
被告（国）側は、改修の順序を説明するために原告側が用いたドベネックの桶では「板の厚みや腐り、釜のゆるみ」も影響すると、反論とも言えない屁理屈。改修の順序を決めるのは「スライドダウン評価だ」と。要は高さだけでなく堤防の幅なども考慮し決めているという。スライドダウン評価は事業計画における費用対効果分析の手法であり、河川工事の計画・実施（順番）に用いる物ではない。

結局、最終的な国の言い分は「現に河川改修中であつたのだから、上三坂の決壊は『単なる改修工事遅れ』であり、国に瑕疵はない」というものであった。

## 若宮戸の溢水

裁判前の「被害者の会」との交渉時、国は「自然堤防が掘削され浸水のおそれがあるとソーラー業者と中止の話し合いをしたが合意ならず、土地を借りて土嚢を積んだ」また「いわゆる自然堤防は【河川区域外】の民有地で河川法が及ばない。河川管理者として掘削を止める権限は無い」とも言っていた。（「浸水の恐れあり」と国交省は認識していたことに注目！）

裁判が始まると「河畔砂丘」に表現を変え、「砂丘が堤防の役割を果たしていたと認めた事実はない」と言い出したが、裁判で原告側が「河川区域に指定しなかったのは、河川区域指定に関する政令に違反しているのではないか」「【河川区域】に指定されていれば、ソーラーパネル業者に掘削されることは無かった。被害は最小限ですんだ」と追求すると、国側は「河川区域の指定と、改修計画とは無関係だ」と話をすり替えた。



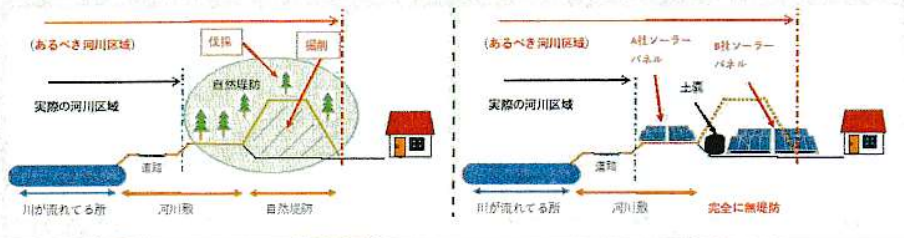
2013年6月4日 (GoogleEarthPro)



2015年2月以降 (GoogleEarthPro)

写真は「自然堤防の役割を果たしていた」砂丘林が、ソーラー業者によって掘削された前後の写真です。

左は2013年6月 右は水害があった直前2015年2月



さらに「若宮戸にも河川改修の計画はあったので、『単なる河川改修遅れ』で国に瑕疵はない」と、上三坂と同じ主張をしている。

鬼怒川水害裁判原告団&「裁判を支える会」連絡先

原告団共同代表：片倉一美 TEL 090-7759-4382

支える会事務局：染谷修司 TEL 090-8497-7029

メールアドレス：kinusoshu@outlook.jp 住所：茨城県常総市豊岡町乙 1151-10